避難所における新型コロナウイルス 感染症対策のポイント

令和4年3月

島根県防災部 防災危機管理課

目 次

1	. 刹	か型コロナ	-ウイ	ルス	感染	[征]	対	策る	译	ま	ス	た	仼	氏	^ (の)	問:	和			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1)	全ての方	うへの)周知		•	•				•				•			•		•		•								•	1
	(2)	自宅療養	者、	濃厚	接触	·者·	^ (のほ	訂知]																				•	1
2		「型コロナ	ウイ	ルス	感染	症	対領	策を	足趾	ま	え	た	避	難序	听	の	開	设	準	備											1
	(1)	健康な者	が過	難所	滞在	ス	ペ-	ース	、レ	ィイ	ア	ゥ	 	のネ	検	討															1
	(2)	発熱者等 レイアウ			触者	•	自 ⁵	宅療	₹養 •	者	を	除 •	< ·		の •	専 •	用. •	ス・ ・	~°-	<u> </u>	ス・	の •	設 •	置	•			•	•		2
	(3)	避難所の	レイ	アウ	卜変	更	1=1	半う	5 収	容	人	数	変	更~	^ (のラ	対ル	心												•	2
	(4)	避難受付	かレ	ィイア	ウト	. . !	感	染予	防	対	策	の	検	討																	2
	(5)	運営スタ	リッフ	の感	染予	防	対兌	策σ)検	討										•											2
	(6)	濃厚接触	され	の対	応																										3
	(7)	自宅療養	者へ	の対	応		•		•	-				-																	3
3	. 親	「型コロナ	ウイ	ルス	感染	症	対領	策を	·趾	ま	え	た	避	難序	听	の ;	運;	営:	方	法	の	検	討								4
	(1)	人権侵害	の防	〕止																											4
	(2)	基本的な	感染	症対	策の	徹	底																							•	4
	(3)	避難者の	健康	ē管理	、保	健	指達	흦												•											5
	(4)	生活ルー	-ルの)徹底																•											5
	(5)	食料、物	資の)配布	方法	. の	検	討																							6
	(6)	濃厚接触	增、	自宅	療養	者	^ (の対	寸 応	<u>.</u>		•	•		•	•		•	•	•			•	•	•	•				•	6
4		 類コロナ	-ウイ	ルス	感染	症	対領	策を	定趾	゚゙ま	え	た	防	災特	物	資(の ₁	備	蓄			•									6
	(1)	感染症対	策で	:必要	とな	:る	防	災物	勿資	で	備	蓄																			6

	(2)	県の防災備	蓄物資の状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
5	. そ	の他 •																		•									7	
	(1)	避難所閉鎖	時の対応		•						•								•	•		•		•		•	•	•	7	
	(2)	要配慮者へ	の配慮																	•				•					7	
	(3)	収容人数等	の周知	•																•	•			•			•		7	
別	添資	料一覧		•	•		•	•																					8	

避難所における新型コロナウイルス感染症対策のポイント

1. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた住民への周知(別紙1)

(1) 全ての方への周知

- ・ 新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には浸水想定区 域や土砂災害警戒区域など危険な場所にいる人は避難をすることが原則 であること
- ・ 危険な場所に居住しているか否かをハザードマップ等により確認してお くこと
- ・ 避難所に避難するだけでなく、安全な親戚・知人宅へ避難することも考えてみること
- ・ 通常の非常用持ち出し物品等に加え、マスク、体温計、消毒液も持参すること
- ・ 避難前の健康状態等の確認を行うこと
- ・ 発熱、咳等のある者(以下「発熱者等」という)はかかりつけ医への事前 電話後の受診、または健康相談コールセンター(健康相談コールセンタ ーの連絡先は別表1参照)への電話相談を行うこと
- ・ 避難時にはマスク着用により避難すること

(2) 濃厚接触者、自宅療養者への周知

- ・ 避難する際は、あらかじめ保健所との間で決めた避難先に向かうよう周 知すること
- あらかじめ指定された避難先へ向かえない時は、お住まいの市町村へ連絡すること

2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の開設準備

(1) 健康な者の避難所滞在スペースレイアウトの検討(別紙2)

- ① パーティションを利用する場合
 - ・ 少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましい
 - ・ 換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい
 - ・ 埃等を吸い込むことや床に長期的に横たわっていることによる二次健康 被害を予防するため、パーティションの利用にあわせて段ボールベッド の利用についても検討すること
- ② 上記以外に、テントを利用する場合やテープ等による区画表示を行う場合も 考えられるので実情に応じて検討すること
- ③ 区画等には番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理すること

- ④ 避難所内の通路を一方通行にするなど、できる限り通行者がすれ違わないようにすること
- (2) 発熱者(濃厚接触者、自宅療養者を除く)等の専用スペースの設置、レイアウトの検討(別紙3)
 - ・ 発熱者(濃厚接触者、自宅療養者を除く)等のために可能な限り個室を、 難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保すること
 - 頭の位置は通路から可能な限り離した位置とすること
 - ・ 換気窓の位置を考慮した個室の配置とすること
- (3) 避難所のレイアウト変更に伴う収容人数変更への対応
 - ・レイアウト変更に伴い、収容人数が大きく変更する場合には、集会所等の別施設を避難所として開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテル、旅館等の使用のほか、他自治体への避難も検討すること
 - ・ なお、近隣自治体に県有施設があれば対応を検討すること
- (4) 避難受付のレイアウト・感染予防対策の検討(別紙4)
 - ・ 避難所の開設と同時に避難者の健康状態を確認するため避難所入り口の 外等に事前受付を設置すること
 - ・ 受付時の三密を避けるために順番待ちのテープを貼る、時間差を設ける、 順番が来るまで車中で待機してもらうなどの対策を行うこと
 - ・ 体調不良の確認を徹底するために可能であれば全ての避難所に保健師等 を配置すること
 - ・ 通常の避難所支援より多くの保健師等配置を要するため、事前に保健師 等の人員体制を検討すること
 - ・ 非接触型体温計による検温を基本とし、接触型体温計を使用する場合は、 感染防止のために毎回消毒すること
 - ・ 体調に異常がない避難者が、自らが移動できるよう、案内看板等を用意 すること
 - ・ 発熱者等を専用スペースへ誘導する際は、体調に異常のない避難者と動 線を分けたルートを事前に検討すること
 - ・ 発熱者等を専用スペースへ誘導するなどの対応方法を保健所に事前に確認し、必要な際に医師の診察が受けられるよう、協力体制を構築すること(保健所の連絡先は別表1-2参照)

(5) 運営スタッフの感染予防対策の検討

- ・ 保健所の協力を得ながら運営スタッフへ新型コロナウイルス感染症を含めた感染症に関する正しい知識を提供すること
- ・ 運営スタッフは交代要員も含めて、事前に各自健康チェック、検温を行い、発熱のある人は従事させないこと
- ・ 運営スタッフの各自健康チェックにはチェックリスト等を活用し、毎日

時間を決めて行うこと

- ・ 検温するスタッフは、マスク、手袋を装着すること
- ・ 多数の人が触れる場所での作業時には手袋を着用し、作業後は手洗い、 消毒を実施すること
- 手袋は汚れたとき、破れたとき、一連の作業が終了したとき及び作業場所が変わるときに交換すること

(6) 濃厚接触者への対応(別紙8-1、8-2、9)

- ・ 避難所において可能な限り個室管理とすること 個室管理が難しい場合には、専用スペースと専用トイレ、独立した動線 をできる限り確保すること
- ・ 避難所で十分な個室管理が難しい場合には、専用避難先の設置について 検討すること
- ・ レイアウトについては、「(2) 発熱者(濃厚接触者、自宅療養者を除く) 等の専用スペースの設置、レイアウトの検討」を参照すること
- ・ 運営スタッフの感染予防対策については、「(5)運営スタッフの感染予防 対策の検討」を参照すること
- ・ 濃厚接触者の避難先、避難方法等については事前に保健所と相談して決定しておくこと
 - その際、保健所から提供を受ける個人情報の範囲及び時期についても確認しておくこと
- ・ 保健所において濃厚接触者が危険な場所に居住しているか否かを把握できるよう、ハザードマップ等による確認方法について、事前に説明しておくこと
- ・ 濃厚接触者が避難する際に相談できる相談窓口を設置すること
- ・ 濃厚接触者が退去後の消毒方法等について、保健所の指導に基づき対応 すること

(7) 自宅療養者への対応(別紙9)

- ・ 災害時には宿泊療養施設等に速やかに避難することが原則であるが、宿 泊療養施設等へ避難できない場合を想定して、一時的な避難先の設置に ついて検討しておくこと
- 一時的な避難先の設置ができず、避難所と同一の敷地内で確保する場合 は原則別の建物とし、レイアウトについては事前に保健所と確認してお くこと
- 運営スタッフの感染予防対策については保健所の指導に基づくこと
- ・ 自宅療養者の避難先、避難方法等については事前に保健所と相談しておくこと。その際、保健所から提供を受ける個人情報の範囲及び時期についても確認しておくこと
- ・ 保健所において自宅療養者が危険な場所に居住しているか否かを把握で

きるよう、ハザードマップ等による確認方法について、事前に説明して おくこと

- 自宅療養者が避難する際に相談できる相談窓口を設置すること
- ・ 自宅療養者が退去後の消毒方法等について、保健所の指導に基づき対応 すること

3. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の運営方法の検討

(1) 人権侵害の防止

- ・ 避難者のプライバシー保護を徹底すること
- 個人情報が記載されたチェックリストの取扱いには注意すること
- ・ 不確かな情報の拡散は人権侵害につながることがあるため、正しい情報 や最新の情報の提供に努めること

(2) 基本的な感染症対策の徹底

- ・ 受付時の案内やチラシや避難所内の看板等で手洗い消毒や咳エチケット、 マスクの着用の励行及び人と人との距離の確保を呼びかけること
- 必要以上に大声を出さないよう周知すること
- ・ 30 分に1回以上、数分間程度、定期的な換気を実施する
- ・ 換気方法は季節毎に適切な方法とすること <冬期における換気方法について>
 - ○暖房器具を使用しながら、気候上可能な限り、常時換気(難しい場合には30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすることによる換気)を行うことに努めること
 - ○窓開け換気による室温変化を抑えるために、一方向の窓を少しだけ開けて常時換気に努めること
 - ○人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)
 - ○開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができるが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意すること
- ・ 室温や保湿等に必要な設備や、毛布、防寒着等の防寒対策に係る備品等 について、平時から確保に努めること
- ・ アルコール消毒液を各入り口やトイレ等に設置すること
- 手洗い場にハンドソープ、ペーパータオルを設置すること
- ・ 避難所に設置するアルコール消毒液その他の備品については適切な管理 を行うこと
- ・ 手すり、ドアノブ等のほか、共有部分に設置してある設備の人が接触する部分はこまめに消毒すること
- ・ 建物内の土足厳禁を徹底すること

(3) 避難者の健康管理、保健指導(別紙5)

- ① 避難者への対応
 - ・ 体温及び体調変化の把握は、方法と時間を決めて実施すること
 - ・ 体温や体調変化の把握はチェックリストを活用するとともに重症化リス クのある人を把握すること
 - ・ 熱中症リスクについても看板やチラシ等で周知すること (チラシについては別紙6参照)
 - 正しいマスクの着用や手洗いなどの感染防止のための保健指導を徹底すること
 - ・ 避難者のために健康状態や避難所生活に関わる相談を受け付ける窓口を 設置し、避難者の不安の解消に努めること

② 発熱者等への対応

- ・ 発熱者等への対応者をなるべく固定すること
- ・ 発熱者等が発生した場合の医療機関等への連絡体制を整備すること
- ・ 発熱者(等が過ごす専用スペースや移動の動線、発熱者などの受診体制、 連絡方法などについて、保健所にあらかじめ相談し体制を整えること(保 健所の連絡先は別表1-2参照)
- ・ 避難者等のかかりつけ医への受診は必ず事前電話をすることを周知する こと
- 基本的な感染症対策の徹底に加え、定期的な健康観察の実施すること
- ・ 体調不良等を相談しやすい相談窓口を設置すること
- ・ 体調変化 (悪化) を直ちに把握し、対応できる体制を整備すること
- ・ 避難者等のかかりつけ医への受診は事前電話を行った後で行うこと

(4) 生活ルールの徹底

- ① ゴミの出し方の徹底
 - ゴミ箱に明記するなど、ゴミ捨て場を分別すること
 - ・ ゴミ箱は足踏み式蓋つきを設置すること
 - 専用スペースでは個人単位ごとにゴミ袋を配布し、口を閉じて専用のゴ ミ箱に廃棄するよう周知すること
 - ・ ゴミを収集する職員は、マスク、手袋、フェイスシールド、長袖ガウン (レインコート等の代用も可)を着用し、作業後は手洗い、消毒を実施す ること

② トイレの確保と清掃の徹底

- ・ 発熱者等と体調に異常がない避難者が使用するトイレは分けるとともに トイレまでの動線についても分けること
- 便器の蓋を閉めてから水を流すよう周知すること
- ・ 清掃担当者は可能な限り固定すること
- ・ 清掃担当者は、マスク、手袋、フェイスシールド、長袖ガウン (レインコ

ート等の代用も可)を着用し、清掃後は手洗い、消毒を実施すること

(5) 食料、物資の配布方法の検討

- ① 食事の提供場所や食事スペース
 - ・ 配布する食事を置くテーブル等はアルコール等でこまめに拭くこと
 - ・ 食事スペースは間隔をとり、座席を間引いて対面にならないように横並 びで着席すること
 - ・ 食事提供の際は手渡しをしないこと
 - ・ 個別包装の物を準備すること
 - ・ 一斉に取りにくるような状況を避けるため、数区画毎に取りにきてもら うなど、事前に配布方法をアナウンスすること
 - ・ 配布時には間隔をあけて並び、会話を控えるよう注意喚起すること
 - ・ 配布場所の入口には消毒液を設置し、手指消毒を徹底すること
 - ・ テーブル等を清掃する担当者及び配布担当者は手袋、マスクを着用し感 染防止策を徹底すること
 - ・ 配布担当者は可能な限り固定すること
 - ・ 食事中の会話を控えるよう注意喚起すること
- ② 物資の配布場所
 - ・ 一斉に取りにくるような方法を避けるため、事前にアナウンス
 - ・ 配布場所の入口には消毒液を設置し、手指消毒を徹底すること
 - ・ 配布担当者は手袋、マスクを着用し感染防止策を徹底すること
 - ・ 配布担当者は可能な限り固定すること

(6) 濃厚接触者、自宅療養者への対応

・ 濃厚接触者、自宅療養者への対応については事前に保健所と協議の上、 決定しておくこと

4. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災物資の備蓄

- (1) 感染症対策で必要となる防災物資の備蓄
 - ・ 必要となる防災物資の備蓄に取り組むこと (別紙7)
 - 例) 非接触型体温計、段ボールベッド、間仕切り、マスク、消毒液、使い捨て手袋、エプロン、フェイスシールド、ゴミ袋等
 - ※段ボールベッド、間仕切りについては、島根県は西日本段ボール 工業組合との間で災害時における調達等の協定を締結している
 - ・ 段ボールベッドなど組み立てが必要になる防災物資については、組み立 て方法を分かりやすく示したマニュアルの整備を行うこと

(2) 県の防災備蓄物資の状況

・ 防災備蓄物資の物資名、数量等に関する問い合わせ先 島根県防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885

5. その他

(1) 避難所閉鎖時の対応

・ 消毒の対応について、施設管理者と協議をすること

(2) 要配慮者への配慮

- ・ 新型コロナウイルス感染のリスクを踏まえ、要配慮者に対して十分な配 慮を行うこと
- 看板やチラシ等については「やさしい日本語」や外国語による多言語表 記に努めること

(3) 収容人数等の周知

・ 収容人数に達した避難所はあらかじめ周知するなど、避難を分散化させるための周知を行うこと

別添資料一覧

別紙1:配布ちらし(例)

別紙2-1、2-2:健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

別紙3:発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト (例)

別紙4:新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (案)

<避難受付時>

別紙5:新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(案)

<避難受付以降>

別紙6:熱中症予防に関する配布ちらし(例)

別紙7:備蓄物資リスト【衛生環境対策】(例)

別紙8-1、8-2: 濃厚接触者に関する対応について (例)

別紙9:濃厚接触者・自宅療養者の専用避難所(先)について(例)

別表1:健康相談コールセンター連絡先

チェックリスト集:

・健康管理チェックリスト(入所時) ※避難者用

- ・健康管理チェックリスト(入所後) ※避難者用
- ・健康管理チェックリスト(避難所開設時) ※運営スタッフ用
- ・健康管理チェックリスト(避難所運営時) ※運営スタッフ用

※県の下記ホームページにデータを掲載しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/bosai_shiryo/hinan nsho.html